

長久手市文化の家施設利用にかかる 営利/非営利 判断基準

<p>①株式会社・合名会社・合同会社・合資会社・有限会社など</p>	<p>④a 物品販売・販売促進行為・広告募集・勧誘行為がない催事 (研修会・説明会・発表会・講習会・式典・総会・安全大会・講演会・コンサート・映画など)</p>	<p>非営利</p>
<p>②個人事業主 (教室・私塾・施術業・法律系事務所・建築系事務所・芸術関係・商店・美容関係・コンサルタント・インターネットショップ・ネットワークビジネスなど)</p>	<p>④b 物品販売・販売促進行為・広告募集・勧誘行為がある催事 ※当該主催者がサービス提供をするために施設を利用する場合も含む ※左欄⑤の方が上記に該当する場合も含む (商品展示・商品説明・商品発表・無料体験・無料相談・レッスン・教室など) ※弁当代や花代等、利用者の経費の支払いは除きます。</p>	<p>営利</p>
<p>③行政機関・財団法人・社団法人・学校法人・社会福祉法人・宗教法人・NPO法人・公益法人・医療法人・事業組合など (その他、認可法人をはじめとする公共的団体など)</p>	<p>④a 物品販売・販売促進行為・広告募集・勧誘行為がない催事 (研修会・説明会・発表会・講習会・式典・総会・安全大会・講演会・コンサート・映画など)</p>	<p>非営利</p>
<p>④非営利で社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体や任意団体・ボランティア団体など</p>	<p>④b 物品販売・販売促進行為・広告募集・勧誘行為がある催事 (商品展示・商品説明・商品発表・無料体験・無料相談など) ※弁当代や花代等、利用者の経費の支払いは除きます。</p>	<p>非営利</p>
<p>⑤サークル活動・個人活動など</p>		